

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第15号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第14号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、条例第5条第1項の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき又は職種別基準表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第5条及び第6条に定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることがで

きる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

4 前3項の規定にかかわらず、条例別表第2に掲げる職種に係る号給は、同表によるものとする。

(職種別基準表の適用方法)

第4条 職種別基準表は、職種の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第3条第1項の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあっては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第6条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

第7条 定型的又は補助的な業務に従事する者として市長が定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員及び第3条第4項の規定により号給が決定するフルタイム会計年度任用職員については、前2条の規定は適用しない。

(フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当を除く給与の支給日)

第8条 条例第7条において読み替えて準用する瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)第8条第1項に規定する規則で定める期日は、翌月16日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。

2 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、その月の分を翌月の給料の支給日に支給する。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)(以下「交通機関利用職員」という。)に支給する通勤手当の支給日については、別に定めることができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、同項で定める期日については、別に定めることができる。

(初任給調整手当)

第9条 条例第8条において準用する給与条例第10条に規定する初任給調整手当の支給については、常勤職員の例による。

(地域手当)

第10条 条例第9条において準用する給与条例第12条の2に規定する地域手当の支給については、常勤職員の例による。

(通勤手当)

第11条 条例第10条において準用する給与条例第14条に規定する通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(特殊勤務手当)

第12条 条例第11条において準用する給与条例第15条に規定する特殊勤務手当の支給については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当等の支給)

第13条 条例第12条において準用する給与条例第16条に規定する時間外勤務手当、条例第13条において準用する給与条例第17条に規定する休日勤務手当及び条例第14条において準用する給与条例第18条に規定する夜間勤務手当の支給については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当の割合等)

第14条 条例第12条において準用する給与条例第16条第2項の市長が定める割合、同条第3項の市長が定める時間及び規則で定める割合、同条第5項第1号の市長が定めるもの及び同条第6項第1号の市長が定める割合については、常勤職員の例による。

(休日勤務手当)

第15条 条例第13条において準用する給与条例第17条第1項の規則で定める日及び同条第2項の市長が定める割合については、常勤職員の例による。

(宿日直手当)

第16条 条例第15条において準用する給与条例第19条に規定する宿日直手当の支給については、常勤職員の例による。

2 条例第15条において準用する給与条例第19条第2項の市長の定めるもの及び市長が定める額並びに同条第3項の市長が定める月額については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当)

第17条 条例第17条において準用する給与条例第20条から第20条の3までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 条例第18条第1項の規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第19条 条例第22条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第22条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第22条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第22条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務に係る報酬)

第20条 条例第23条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当)

第 21 条 条例第 26 条において準用する給与条例第 20 条から第 20 条の 3 までに規定する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第 26 条第 1 項の 1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者は、通常の勤務時間の 1 週間当たりの平均時間が 15 時間 30 分未満の者とする。

3 条例第 26 条第 1 項において読み替えて準用する給与条例第 20 条第 4 項の規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 条例第 21 条に規定する特殊勤務に係る報酬の額
- (2) 条例第 22 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (3) 条例第 23 条に規定する休日勤務に係る報酬の額
- (4) 条例第 24 条に規定する夜間勤務に係る報酬の額  
(報酬及び費用弁償の支給)

第 22 条 条例第 27 条第 1 項の規則で定める期日は、翌月 16 日とする。ただし、その日が祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。

3 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、交通機関利用職員に支給する通勤に係る費用弁償の支給日については、別に定めることができる。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、同項に定める期日については、別に定めることができる。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第23条 条例第28条第1項第1号の規則で定める時間は、第18条に規定する時間に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(休暇時の報酬)

第24条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経験年数の特例)

2 この規則の施行の日前において、会計年度任用職員が、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前地方公務員法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員若しくは改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員又は地方公務員法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同

種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第3条第2項及び第5条に規定する経験年数とみなす。



別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
一般行政事務職（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）	1	1	1	1 6
レセプト点検事務職	1	1 4	1	2 5
図書館司書職	1	1 4	1	2 5
技術職（土木・建築・機械・電気・化学）	1	2 7	1	4 3
保健師職	1	2 7	1	4 3
看護師職	1	2 4	1	3 6
管理栄養士職	1	2 4	1	4 1
保育士職	1	6	1	2 8
	2	1	2	8
労務職（用務員・調理員）	1	1	1	1 2
労務職（技能員）	1	4 4	1	6 4
美術系リーダー職	1	6	1	2 0
美術系スタッフ職	1	1	1	1 2
学芸員職	1	1 4	1	2 5
警備員職	1	1	1	9 3
学校教育職	1	3 7	1	5 4
国民健康保険推進員職	1	1	1	9 3
交通指導員職	1	1	1	9 3
母子・父子自立支援員職	1	1	1	1

備考 この表における「職種」の区分とは、条例別表第1の「職種」の区分をいう。